

熊本市都市公園条例の一部改正について

熊本市都市公園条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市都市公園条例の一部を改正する条例

熊本市都市公園条例（昭和 52 年条例第 32 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 4 項中「第 1 項又は」を「同項又は」に改める。

第 6 条の次に次の 1 条を加える。

（準用）

第 6 条の 2 前条第 2 項及び第 3 項の規定は、水前寺運動公園の自転車競技場について準用する。

別表第 2 中

「		「
	920円	830円
	1,400円	1,300円
	1,900円	1,700円
	920円	830円
	8円	7円
	5円	4円
	1,600円	1,500円
		を

490円	440円
1,600円	1,500円
1,600円	1,500円
77円	110円

」 」

に、

1,300円	1,200円
1,600円	1,500円
770円	1,100円
770円	1,100円

を

」 」

に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の熊本市都市公園条例（以下「新条例」という。）別表第2の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の占用の期間に係る使用料について適用し、施行日の前日までの占用の期間に係る使用料については、なお従前の例による。

- 3 令和6年度以後の各年度において施行日前から継続して公園を占有している物件について、新条例別表第2の規定により算定した使用料の額が、次の各号に掲げる年度の区分に従い当該各号に定める額に1.2を乗じて得た額（以下この項において「調整後の額」という。）を超える間における当該物件に係る使用料の額は、調整後の額とする。
- (1) 令和6年度 当該物件についてこの条例による改正前の熊本市都市公園条例別表第2の規定により算定した使用料の額
 - (2) 令和7年度以後の各年度 当該年度の前年度においてこの項の規定により算定した使用料の額
- 4 前項の規定によるそれぞれの使用料の額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

（提出理由）

都市公園の占有に係る使用料の額につき、道路の占有料に準じて改定をする等のため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。